

令和 6 年度第 2 回犬山市地域福祉推進委員会 次第

日時：令和 7 年 2 月 10 日（月）

午後 2 時から 1 時間程度

場所：犬山市役所 2 階 205 会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

（１）第 1 次犬山市地域福祉計画に包含されている計画進行管理（令和 6 年度実施分）
について

4. その他

<配布資料>

1. 送付資料（5 点）

①令和 6 年度第 2 回犬山市地域福祉推進委員会 次第

②犬山市地域福祉推進委員会委員名簿

③犬山市地域福祉推進委員会規則

④はじめにお読みください

⑤（資料 1）第 1 次犬山市地域福祉計画に包含されている計画進行管理（令和 6 年度
実施分）

⑥令和 6 年度第 1 回犬山市地域福祉推進委員会会議録要旨

はじめにお読みください

(資料について・議事の進め方)

当市では、地域福祉推進委員会委員の皆様からのご意見やご見解を頂く時間を多く設けたいと考えています。

委員会は限られた時間であることから、会議当日の事務局説明時間を極力減らす必要がありますので、資料についての説明内容等を以下に記載いたしました。

資料を確認いただく前に、ご一読いただきますようお願いいたします。

なお、第1次犬山市地域福祉計画（以下、「本計画」という。）については、策定後に本冊及び概要版を委員の皆様さまに送付させていただいております。また、市ホームページにも掲載していますので、必要に応じてご確認ください。

第1次犬山市地域福祉計画
(市ホームページ)



資料についての説明内容と議事内容

(資料1) 第1次犬山市地域福祉計画に包含されている計画進行管理(令和6年度実施分)

- ・本計画に掲載している施策について、以下の評価基準により施策の所管課に①令和5年度の実績②施策の課題③令和6年度の方針性を記載してもらいました。
- ・当日は、配付資料及び当日の口頭説明をもとに**各基本目標及び基本施策の推進に必要な働きかけ**(例:「参加者が少ないことについては、周知方法を再検討してはどうか」など)についてご協議いただきたいと思います。

第1次犬山市地域福祉計画に包含されている計画に関する進行管理
(令和6年度実施分) 評価基準

評価基準	評価
具体的な改善を実施済み。又は、見直し・点検を実施したが課題や改善点はない。	4
見直し・点検を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
見直し・点検を実施中。	2
見直し・点検を実施していない。	1

【問合せ先】

犬山市健康福祉部福祉課

庶務・生活保護担当：荏澤

電話 (0568)44-0319 FAX (0568)44-0364

Eメール 030100@city.inuyama.lg.jp

資料 1

包括的相談支援事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	自己 評価	①令和5年度の取組内容	②施策の課題	③令和6年度の方向性
地域包括支援センターの運営	犬山市地域包括支援センター （高齢者あんしん相談センター）	高齢者に関する総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの実施（5か所）	高齢者支援課	2	高齢者に関する総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等に取り組んでいる。 【主な実績】 ・総合相談（延件数）：17,349件	総合相談の件数増加や問題の複雑化に伴い、多機関で連携した対応が求められることが多い。 8050問題や9060問題など、高齢者以外の支援介入が必要となるケースが増えている。 目の前の課題対応に注目して、先を見据えた支援に繋がらない。	必要に応じて多機関と連携していくとともに、問題が重症化する前のアプローチに繋がるよう、機能強化を目的とした事例検討を実施する。
障害者相談支援事業	犬山市障害者基幹相談支援センター	障害者に関する総合相談、権利擁護、地域移行・地域定着の促進、地域の相談支援体制の強化の取組みを実施（1か所）	障害者支援課	3	障害者に関する総合相談、権利擁護、地域移行・地域定着の促進、地域の相談支援体制の強化等に取り組んでいる。 【主な実績】 ・相談件数（延べ件数）：3,149件 ・訪問延件数　151件 ・相談支援従事者初任者研修受講者向けインターバル研修の実施 ・権利擁護、合理的配慮に関する研修会の実施	総合相談の複雑化がみられ、障害者基幹相談支援センターのみでの相談対応が困難なケースが増加しているため、多機関協働の体制を強化していく必要がある。 障害者基幹相談支援センター職員の入れ替わりが続き、定着していない。	障害者に関する総合相談、権利擁護、地域移行・地域定着の促進、地域の相談支援体制の強化等に継続して取り組んでいく。 総合相談については、障害者基幹相談支援センター職員自身の質の向上に努めるとともに、必要な専門機関と協働して課題解決につなげていく。
利用者支援事業	犬山市子ども家庭総合支援拠点	保護者の身近な場所における教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整などを実施（3か所）	子育て支援課	2	東児童センターにおいて、子育て支援コーディネート業務「ぶらっと」（子育てに関する相談支援や子育て情報の提供）を実施している。 また、市役所窓口では「子育て応援隊」として、主に保育施設の利用に関する相談や情報提供を行っている。 相談件数：82件	委託する子育て支援コーディネート業務では、利用者にとってどういった効果（成果）があったのか判断が難しい。また、教育・保育施設や母子保健部局、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを強化する必要がある。	こども家庭センターの設置に伴い、母子保健分野（子育て世代包括支援センター）と児童福祉分野（子育て支援課）が一体となり、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を行う。 子育て支援コーディネート業務「ぶらっと」及び「子育て応援隊」では引き続き子育てに関する相談支援や子育て情報の提供を行う。
	妊娠・出産・子育てに関する相談窓口（すくすく・いぬまる）		健康推進課	2	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援として相談窓口を保健センターに開設し、個々の相談に応じている。 相談内容によっては関係機関につないでいる。 母子健康手帳交付時の面接366件、 助産師による妊婦への電話相談408件、 専用電話による電話相談31件、 メール相談受付件数15件（受付後電話で相談対応）	妊娠期から出産期、就園前までの子育て期を中心に支援しているが、妊娠期から継続支援を要する妊婦や産後不安のある産婦への支援、家庭環境や経済的問題を抱えている子育て世帯など要支援家庭が多くなっている。 発達遅滞などにより療育を必要とする児も増えている。	妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援として継続して相談事業を行い、必要に応じ次なる支援先につなぐまで伴走するなど、個々にあった丁寧な対応をする。 特に妊産婦訪問や赤ちゃん訪問を通じて面談時の支援を丁寧に行い、乳幼児健診時も面談を通して不安解消に努め、見通しがつくまで寄り添う支援を行う。
生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援機関（犬山市くらし自立サポートセンター）	生活困窮者に関する相談、支援計画の作成、就労支援、地域ネットワーク強化、社会資源の開発を実施（1か所）	福祉課	3	生活困窮者に対し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成するとともに、個別支援を通じて地域の関係者とネットワークを構築する。就労に関する支援が必要な場合は就労支援員による支援を行う。 新規相談件数119件　延べ対応件数1,224回	相談者が抱える課題が複合化し、世帯全体の支援も必要な場合が多く、他分野と連携した対応すが求められる。また、障害を疑うものの診断等に至っていない特性を持つ相談者も多く、障害福祉施策以外でも地域で対応可能な社会資源の創出が急務である。	外部委託により委託先の持つネットワークや資源を有効に活用し、適切な支援体制の構築を図る。

参加支援事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	自己 評価	①令和5年度の取組内容	②施策の課題	③令和6年度の方向性
参加支援事業	直営（福祉課）	関係機関と連携して社会とのつながりを作るための支援を実施	福祉課	2	実施なし （令和6年度から実施のため）	どのように事業展開をするか、ニーズと資源の整理が必要。	障害福祉施策の「就労移行支援」を活用した支援スキームの構築を検討する。

地域づくり事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	自己 評価	①令和5年度の取組内容	②施策の課題	③令和6年度の方向性
地域介護予防事業	直 営（高 齢 者 支 援 課）	スポーツボイス教室などの実施	高齢者支援課	2	住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、高齢者施設にカラオケ機器を設置し、介護予防教室を開催。 【実績】 12回×4コース（48回）、参加者数（延）494人	・運動強度が強いと参加につながらないが介護予防（フレイル予防）が必要な対象者は多い。その対象者が受講に結びつくようにする必要がある。また、男性の参加者が少ないことも今後の課題である。	事業内容も口腔・筋力・認知症等様々な面からアプローチしたフレイル予防に取り組めるように変更。運動強度をやや下げて虚弱高齢者も外出の機会になるようにした。スポーツボイス教室は08会で継続（後方支援も委託）
	直営（健康推進課）	各種健康づくり講座の実施	健康推進課	3	ボランティア団体や民間企業などと連携した介護予防のための運動や食生活を中心とした健康講座を実施。 運動講座：7回 参加者90人（延） フレイル予防講座：1回 参加者33人（延） 中高年男性料理入門：1クール（5回） 参加者29人（延）	・一般公募の他に、介護予防（フレイル予防）が必要な対象者が受講に結びつくことや、継続した取組が行えるよう、地域での活動の紹介等に繋げることが今後の課題である。	引き続きボランティア団体や民間企業のノウハウ等を活用した講座を開催し、講座終了後に既存の自主グループへの参加を案内することで継続的な取組みを支援する。
	委託（犬山市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター））	介護予防活動支援事業の実施	高齢者支援課	2	高齢者の誰もが気軽に集える場所をつくることを通じて、仲間づくりや健康づくりをするための活動（サロン活動）の後方支援を実施。 【活動支援実績】 110回、参加者数（延）1,910人	運営に携わる世話人の高齢化と人材不足により活動が困難になっている。	引き続き、住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、サロン活動の後方支援を実施する。
生活支援体制整備事業	委託（一般社団法人和顔の輪）	第1層生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営による地域づくりの実施	高齢者支援課	2	市内全域をコーディネートするため、委託先である一般社団法人和顔の顔に生活支援コーディネーター1名を配置し、各地区の第2層協議体と連携し、地域情報の共有を進め、課題の解決に努めるとともに支え合いの体制づくりを推進した。 【活動実績】 第1層協議体（犬山市地域ケア・生活支援推進協議会）1回開催	協議体の開催により地域での見守りや支え合いの体制づくりが進みつつあるが、この取り組みを続けていくため、長期的な視点で協議体への参加者を継続的に確保することが今後の課題である。	引き続き、各地区の第2層協議体と連携し、地域情報の共有を進め、課題の解決に努めるとともに支え合いの体制づくりを推進した。
	委託（犬山市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター））	第2層生活支援コーディネーター（地域づくり担当）の配置及び協議体の運営による地域づくりの実施	高齢者支援課	2	市内5地区において、各地区高齢者あんしん相談センターの地域づくり担当を中心に協議体にて地域の課題や地域資源の把握、発掘等を実施。 また、各協議体メンバーが情報共有を行う、第2層協議体交流会や世話人さん交流会を開催。 【協議体の活動実績】 60回（5地区が毎月開催）	・課題を発掘するものの、地域資源がない、もしくは地域資源とのマッチングが難しい。 ・一部の協議体でメンバーが減少してしまっている。	引き続き、地域資源の把握を行い、「みるくる犬山」にて発信し本事業や協議体に関する周知を図っていく。 令和5年度に引き続き2層協議体や世話人さん交流会を開催し情報共有できる場を設定していく。
地域活動支援センター事業	委託（犬山市身体障害者福祉協会）	身体障害者活動センターふれんどの運営	障害者支援課	3	事業所として創作的活動や機能訓練活動を実施。また、レクリエーション、趣味活動等を実施する場を提供し、障害者の心身の健康増進や教養の向上に務めた。 ふれんど利用：実人数80人 延人数854人 利用延回数3,720回	創作的活動や機能訓練活動への1日当たりの参加人数が少なく、更なる参加に繋がるような活動に見直しするなど参加促進や周知が課題である。	引き続き、障害者が社会参加できる場を提供すると共に、創作的活動や機能訓練を継続的に実施しセンター機能を維持できるよう運営指導及び助言等を行う。
地域子育て拠点事業	直 営（子育て支援課）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施 （犬山市子育て支援センター、さら・さくらつどいの広場、橋爪子育て支援センター、子育て広場「ぼんぼこ」）	子育て支援課	3	市内3か所（犬山、橋爪、つどいの広場）において、乳幼児とその保護者への支援、交流の場の提供。また、子育てについて相談、情報の提供、助言、その他の援助を実施。 【子育て支援センター利用実績】 支援センター（3か所）総延べ利用組数：7,255組 子育て広場「ぼんぼこ」延べ利用組数：3,305組	乳幼児とその保護者が学びの場となるよう、そして互いの交流の場となるよう支援を行なっている。 保護者の多様な考えもあり、交流ではなく個々に満足する過ごし方を求める姿も見られる。利用者のニーズに合う支援策や交流内容を検討し、自然な関りや仲間作りができる雰囲気を作っていくことが課題である。	引き続き、乳幼児とその保護者への支援、交流の場の提供。また、子育てについて相談、情報の提供、助言、その他の援助を実施。 保護者同士が交流しやすい場作りを工夫し、意欲的な関わり合いができるよう工夫し支援等を行う。
地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業	直営（福祉課）	関係機関と連携して共助の基盤づくりのための支援を実施	福祉課	3	生活困窮者に対する相談支援の中で、医療機関や福祉サービス事業者など関係者間の情報共有や支援の体制を整えるために会議を実施した。 R5会議回数：16回	個別課題から地域課題へ展開しきれておらず、個々の事例での対応にとどまっている。	重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」と連携しニーズや資源を把握する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	自己評価	①令和5年度の実施内容	②施策の課題	③令和6年度の方針
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	直営（市関係課）	既存の会議やネットワークを通じた潜在的な対象者の把握、関係機関と連携した支援体制の構築に、本人との関係づくりに関する支援などを実施	文化推進課	2	・青少年センターへの相談件数：145件 ・相談内容をもとに関係機関と連携を図り、対応した。 ・青少年を支援する人のための講演会と研修会の実施した。 3回(のべ129人参加)	・相談内容がひきこもりの場合、保護者からの相談が多く、本人に会えないことがあり、関係機関との連携に進展しないことが課題である。 ・支援を必要としている青少年の掘り起こしが課題である。	・相談者が望む支援や支援を必要としている潜在的な青少年に支援できるよう、より多くの関係機関との連携を図っていく。 ・青少年を支援する人のための講演会と研修会を継続して開催していく。
			健康推進課	2	妊婦全戸訪問事業において不安を抱える妊婦を把握し、必要な支援に繋げている。 妊婦訪問 実32件、延41件 産後も継続して支援が必要な場合は産後ケア事業を案内、継続訪問など支援。 宿泊型 利用者14件、利用日数63日、 訪問型 利用者9件、利用日数32日	妊娠8か月に至った妊婦を対象に、保健師、助産師が訪問している。出産に向けた不安、産後の不安を解消する上で個々の自宅を訪問することは生活の把握もできより個々に合った支援ができるが、里帰り等により訪問に至らない場合は、電話による把握での支援になる。 また、産後ケア事業の利用者アンケートを取っているが利用者数が少ないため、事業評価には至っていない。	保健師、助産師による訪問に加え、主任児童委員にも訪問を依頼し、「地域での見守り強化」を目的にした事業展開を行う。 また、6年度から産後ケア事業のうち「通所型」サービスを新設したため、周知を図り、利用により不安軽減を図る。

多機関協働事業

事業名	実施機関	事業内容	担当課	自己評価	①令和5年度の実施内容	②施策の課題	③令和6年度の方針
多機関協働事業	直営（福祉課）	ふくし総合相談窓口を中心とした多機関協働による支援体制の構築、課題の整理、支援機関の役割分担などの調整、支援プランの作成、支援の進捗確認などを実施	福祉課	3	本格実施となる令和6年度に向けて、関係機関への周知を行うため、以下を実施した。 ・連携会議（関係課及び社会福祉協議会が出席）の実施により庁内の連携体制等を検討することとあわせて、職員の資質向上を目的とした事例検討を行った。 12回 ・支援機関の役割を相互に理解し、顔の見える関係づくりを促進するため地域福祉関係者向け研修会 56名	既存の会議体で対応可能な事例と差別化が図れておらず、どのような事例を多機関協働事業が扱うのか、基準の設定と事業フローの確立が課題である。	・重層的支援体制整備事業全体像を明確にするとともに支援フローを確立し、複合的な課題を持つ対象者の支援が円滑に行われるよう支援会議等を開催する。 ・連携会議を実施し、情報共有や資質向上を図る。（毎月1回） ・支援者向け研修会を開催し、支援者の質の向上とあわせて顔の見える関係づくりを促進する。（年1回）

①成年後見制度の適切な利用を促進します

担当課	自己評価	①令和5年度の実績内容	②施策の課題	③令和6年度の方針
高齢者支援課	2	・成年後見センターの高齢者部門として、制度の利用促進に向けて相談等の支援を実施している。（市長申立件数：0件） ・高齢者虐待に対しては早期介入・早期支援に向けて、高齢者あんしん相談センターと協力して対応している。	・市民後見人、法人後見の取組等の体制が整っていない。 ・関係機関等からの通報のタイミングが遅く、虐待の発見、初動が遅れてしまう。	・引き続き成年後見センターの高齢者部門として、利用相談等の支援や、必要に応じて市長申立を実施していく。
障害者支援課	3	基幹相談支援センターにおける相談 相談延件数 3,149件 訪問延件数 151件 成年後見制度利用支援事業 利用実績 障害者 R5申立：1件	基幹相談支援センターなど障害者相談の中核機関としての役割を担える、専門的知識があり経験豊かな相談員の育成が必要であり、離職する者も多いことから継続して確保していくことが課題である。	障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図ると共に、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を活用し、障害のある人が適切に個人の財産を管理できるように支援する。

②地域連携ネットワークの仕組みをつくります

担当課	自己評価	①令和5年度の実績内容	②施策の課題	③令和6年度の方針
高齢者支援課	2	親族がいない、親族がいても疎遠で関わりを拒否している事案などについて、高齢者あんしん相談センター等と連携し対応している。 相談延べ件数：103件（高齢者あんしん相談センター）	様々な課題を混在するケースがあり、既存のネットワークでは課題解決しきれないケースが増えている。	既存のネットワークに加えて、個別ケースを通じてつながった専門機関等とも連携を図っていく。
障害者支援課	2	障害者基幹相談センターや障害福祉サービス等事業所、医療機関など既存のネットワークを活用するとともに、選任された成年後見人（弁護士等専門職）などが新たに加わることでネットワークの強化に繋がっています。 相談延べ件数：28件	様々な課題を混在するケースがあり、既存のネットワークでは課題解決しきれないケースが増えている。	既存のネットワークに加えて、個別ケースを通じてつながった専門機関等とも連携を図っていく。

③中核機関の機能の充実に取り組みます

担当課	自己評価	①令和5年度の実績内容	②施策の課題	③令和6年度の方針
高齢者支援課	2	犬山市成年後見センター（高齢部門）として、成年後見制度に係る相談や成年後見人等からの相談に対応した。 相談延べ件数：13件 成年後見制度利用支援事業 利用実績 高齢者 0人：R5申立 【参考】3人：R3 3人：R4	成年後見の利用促進にかかる市民後見や法人後見等の取組みへの体制が整っていない。	制度理解への広報、相談への相談等の取組みを継続するとともに、成年後見制度の担い手に関しては今後のあり方を検討していく。
障害者支援課	2	犬山市成年後見センター（障害部門）として、成年後見制度に係る相談や成年後見人等からの相談に対応した。 相談延べ件数：28件 成年後見制度利用支援事業 利用実績 障害者 2人：R5申立	成年後見の利用促進にかかる市民後見や法人後見等の取組みへの体制が整っていない。	制度理解への広報、相談への相談等の取組みを継続するとともに、成年後見制度の担い手に関しては今後のあり方を検討していく。

本市の取組

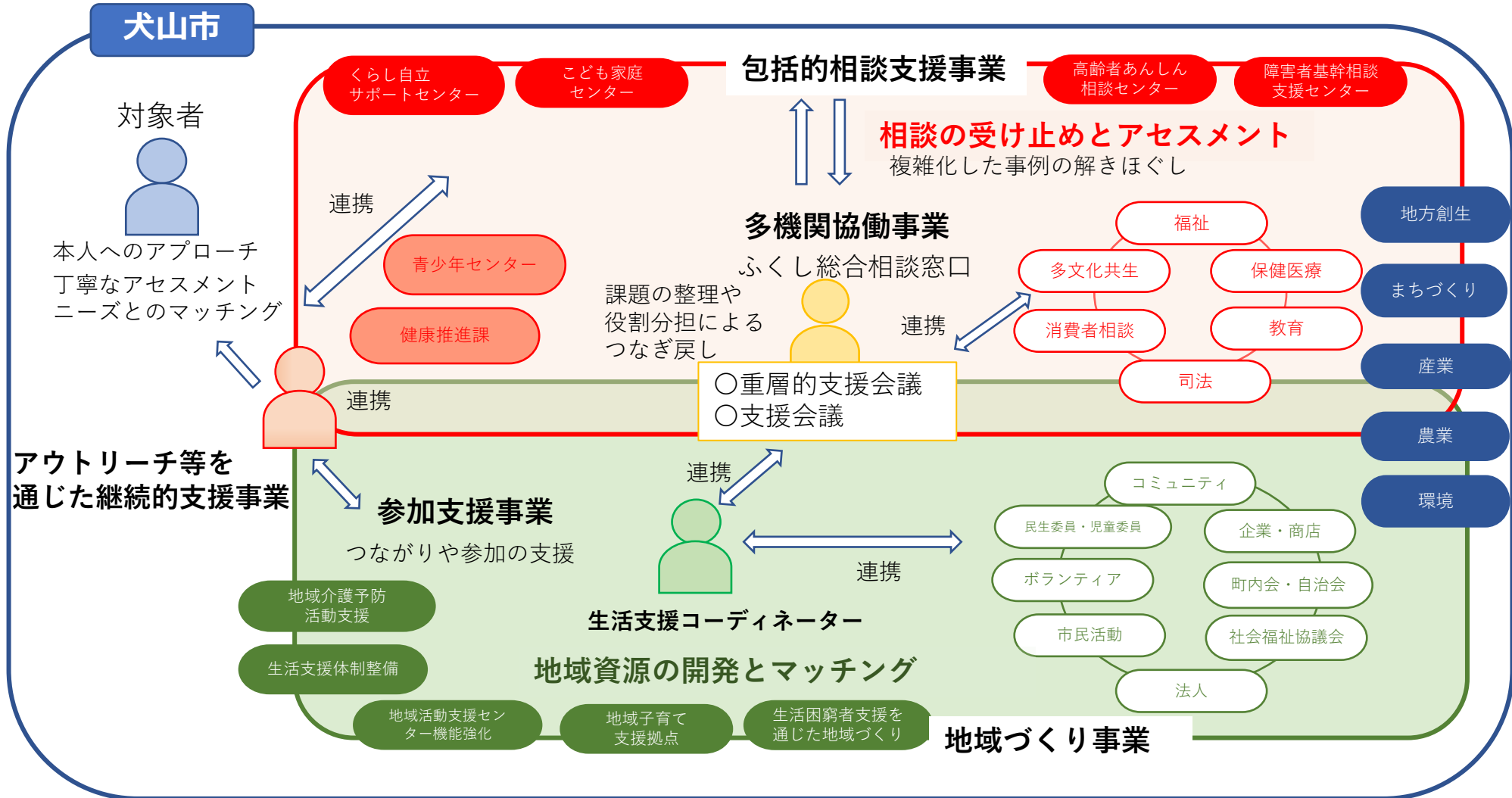
取組	事業内容	担当課	自己評価	①令和5年度の取組内容	②施策の課題	③令和6年度の方向性
再犯防止の推進	愛知県の再犯防止推進計画に基づき、犬山保護区保護司会をはじめ関係機関（刑事司法関係機関（検察庁、警察、弁護士会、矯正施設、保護観察所など））と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。	福祉課	1	「社会を明るくする運動」の強調月間に犬山警察と連携してオープニングセレモニーを実施し、周知を行っている。「社会を明るくする運動」のひとつとして、関係団体による講演会を1回を実施した。	実施事業を多くの方に知ってもらうためのPRの仕方。	引き続き事業を継続して実施していく。
		防災交通課	1	愛知県が主催する担当課長会議に出席し、再犯防止に関する情報の収集に努めた。	過去に関係機関と連携した実績がなく、再犯防止に関するフロー図等マニュアルの作成に至っていない。	会議の出席やセミナーへの参加を通じて、引き続き情報の収集に努める。
犯罪をした人の人権についての啓発	犯罪をした人に対する差別的言動などの人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。	福祉課	1	「社会を明るくする運動」として啓発物品を配布するなどし、意識啓発を実施した。	取組内容による普及率の検証を行うことが困難である。	引き続き事業を継続して実施していく。
		防災交通課	1	庁内にポスター貼付や、パンフレットやリーフレットを設置することで、意識の高揚を図った。	専門的な知識が乏しく、主体的に犯罪をした人の人権についての意識啓発を行うことが困難である。	ポスターやパンフレット等を用いて周知を行うことで、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行っていく。
地域社会への復帰	自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用する民間企業（協力雇用主）に対し、入札に際し経営事項評価点に加算を行うことで優遇します。	福祉課	2	令和4年度より犬山市更生保護活動事業者入札参加優遇制度を制定し、協力雇用主に対し公共工事等の入札時に建設業者への優遇措置を実施した。	法務省の協力雇用主制度の認知度向上。市内事業者への周知。	犬山市更生保護活動事業者入札参加優遇制度を継続的に実施していく。
		防災交通課	1	対象となる入札案件がなく、取組みの実績なし。	入札件数自体が少なく、協力雇用主への優遇の実施に至らない。	対象となる入札を執行する際は、経営事項評価点に加算を行うことで協力雇用主の優遇を実施する。

保護司の取組

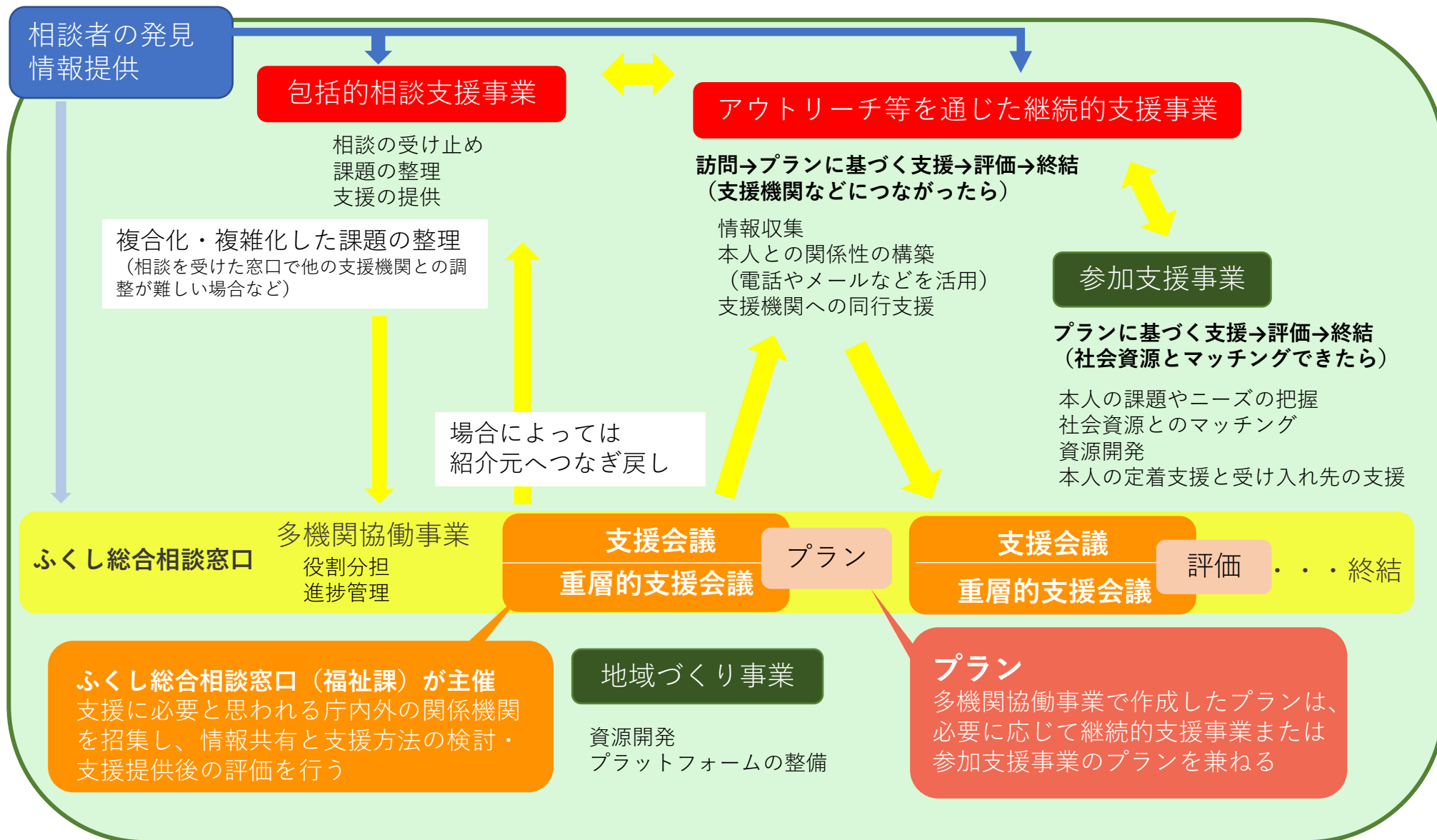
取組	事業内容	担当課	自己評価	①令和5年度の取組内容	②施策の課題	③令和6年度の方向性
再犯防止への取り組みの推進	犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、行政機関等と連携した地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進めます。	福祉課	4	再犯防止に向けた取り組みとして、「社会を明るくする運動」を実施。	実施事業を多くの方に知ってもらうためのPRの仕方。	引き続き事業を継続して実施していく。
「社会を明るくする運動」*の実施	犬山保護区保護司会及び犬山市更生保護女性会等の民間協力者と連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。 【「社会を明るくする運動」の主な活動内容】 ・幼稚園児による商業施設での啓発活動の実施 ・作文の募集 ・市内小中学校の訪問など	福祉課	3	「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に市内商業施設において幼稚園児による啓発活動を実施。また、市内小中学校に対し啓発ポスターを配布するとともに、小学生に作文の募集を行った。加えて、市内小学校を訪問し、学校の情報収集及び助言を行った。	作文の募集を夏休みの課題として小学校に依頼しているが、提出は任意であるため募集数の確保が課題となる。	引き続き事業を継続して実施していく。小学校への作文募集は
薬物依存を有する人等への支援	薬物乱用の危険性・有害性を広く周知し、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、また、薬物乱用の未然防止のための普及活動及び薬物に関する相談支援を行います。 【薬物乱用防止に向けた取組み】 ・「ダメ、ゼッタイ。」普及啓発運動	福祉課	4	産業振興祭において、薬物乱用防止を目的とした「ダメ、ゼッタイ。」普及啓発運動を実施した。	取組内容による普及率の検証を行うことが困難である。	引き続き事業を継続して実施していく。

犬山市における重層的支援体制整備事業の全体像及び事業フロー図

事業全体像



事業フロー図



令和6年度第2回犬山市地域福祉推進委員会会議録要旨

1 附属機関の名称

犬山市地域福祉推進委員会

2 開催日時

令和7年2月10日（月） 午後2時から午後3時30分まで

3 開催場所

犬山市役所2階205会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 長岩 嘉文、紀藤 秀夫、上垣外 勝安、栞原 正寛、加藤 圭子、
木村 敏夫、平手 みつゑ、高木 友徳、谷 繁祐樹、伊藤 文秋、
松本 里美、森岡 万朱衣
(12名出席)
- (2) 執行機関 高木健康福祉部長、山本福祉課長、北川福祉課長補佐、菰澤福祉課主査、
田原福祉課主査、河合保険年金課会計年度任用職員
- (3) その他 なし

5 議事

- (1) 第1次犬山市地域福祉計画に包含されている計画進行管理（令和6年度実施分）について

6 傍聴人の数 なし

7 内容 第1次犬山市地域福祉計画に包含されている計画進行管理（令和6年度実施分）
について

事務局

【資料1及び当日配付資料に基づき説明】

今回進行管理をさせていただく計画は、重層的支援体制整備事業計画、
成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の3計画である。

○重層的支援体制整備事業計画について

・本年度から本市実施をしているが、試行錯誤しながら取り組んでいると
ころ。

- ・本日配付させていただいた全体像及び業務フロー図について説明する。
- ・国が作成したポンチ絵を本市の体制に合わせて加工したものである。
- ・青色で囲ってあるところが犬山市全体、赤色が専門職の枠、緑色が地域の枠として色分けをしている。
- ・赤色と青色が真ん中で交わっているが、専門職と地域とを合わせて一体的に事業を進めていくことを示している。
- ・包括的相談支援事業と記載があるものは、重層事業を始める前からあった事業である。
- ・センター名が記載してあるものは生活困窮、児童、高齢者、障害者という分野ごとの相談窓口になっており、属性問わない相談の体制をとっている。
- ・基本的にはそれぞれの分野ごとの相談に対応するが、所属の分野以外の相談についても一旦断らずに受け止め、必要に応じて他機関につなぐというところまで求めている。
- ・青少年センターと健康推進課は、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の事業者として位置付けている。
- ・潜在的な対象者も含めて必要な支援に繋がっていないような対象者の方に時間をかけてアプローチし必要な支援につなげていくもの。
- ・多機関協働事業としてふくし総合相談窓口と記載があるものは、福祉課に設置したふくし総合相談窓口で複合的な課題を持つ世帯や対象者に対する課題の整理、取組の進捗管理を役割としている。
- ・上段右側に福祉、保健医療、教育、司法、消費者相談、文化共生とあるが、専門職として記載のない分野も含めて、多様な分野の関係機関と交わりながらチームとして課題解決につなげていく体制がとれるよう記載した。
- ・地域づくり事業についても、重層事業を始める前からあった事業である。
- ・それぞれ、高齢は2つ、残りは障害、児童、生活困窮の分野で実施している事業である。
- ・包括的相談支援事業と地域づくり事業は、国が既存の事業を重層事業のメニューに入れたものである。
- ・参加支援事業はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業とあわせて、重層事業で新しくできた事業である。
- ・アウトリーチなどでつながった対象者に対し、参加の機会など社会との繋がりをつくることを目的に行う事業である。
- ・高齢者の分野の生活支援体制整備事業で配置されている生活支援コーディネーターなどとともに、コミュニティや企業、商店、町内会・自治会、社会福祉協議会、法人、市民活動ボランティアなどの地域で活動されているところと繋がりながら、対象者個人に合った参加の機会を創出していくものである。
- ・図中に、地方創生やまちづくり、産業、農業、環境とあるが、重層的支

援体制整備事業では福祉の分野だけではなく地方創生やまちづくりの方面からもアプローチが必要との観点から記載がある。

- ・支援のフローについては、対象者に関する相談がどこに入っても一旦受けとめ解きほぐしを行い、自らの組織で解決できるものについては対応し、他の機関と連携が必要なところについては連携する流れになる。

- ・自らの組織で対応が難しい場合は、適切な支援機関にしっかり繋ぐというところまでが事業の流れである。

- ・ふくし総合相談窓口は解きほぐしが難しい場合に介入し、場合によっては紹介元に繋ぎ戻す役割を担う。

- ・支援者間の役割分担や支援の進捗管理を行う際に開催する会議体として、個人情報同意の有無によって重層的支援会議と支援会議がある。

- ・会議の開催によって対象者を支援するチームを組み、役割分担のもとそれぞれが支援をしていくこととなる。

- ・対象者の情報を共有することに対して本人の同意がないものの、何かしら支援が必要ではないかというような場合に、会議の参加者に守秘義務をかけて支援方法を検討するのが社会福祉法の改正で位置付けられた支援会議である。

- ・専門職と地域が混ざるのは、専門職の関わりによって明らかにされた対象者本人が求めている社会参加の機会や活躍の場、居場所などとのマッチングと既存の機会などがなければ創出するというところまでが切れ目なく提供される体制を構築する必要があるからである。

- ・会議を繰り返しながら必要な機会に繋がった段階で終結となるが、つながるまでの時間軸は長いと考えられ、対象者に寄り添いながら必要などろにつなぐということが求められている事業である。

【包括的相談支援事業の課題】

- ・相談内容が複雑化してきており自分たちのセンターだけではどうしても対応がしきれない。

- ・対象者個人としてというよりは、対象者を含む世帯も含めての支援が必要である。

- ・対応する職員の入れ替わりが多い。

- ・目先の対応にとどまり全体像が見えていない。

- ・連携体制の強化が必要。

- ・適切な養育が必要と思われる対象児童が増加していることへの対応。

- ・発達障害や精神保健福祉手帳の取得や診断に至っていない、若年層で認知症の症状が出ているものの診断まで至っていないなど、制度の枠にはまっていない対象者の居場所や参加の機会など社会資源の創出が必要。

【参加支援事業の課題】

- ・今年度から本格的に実施しているため、昨年度の実績はない。

事業展開の方向性を確立する必要がある。

- ・同様の趣旨を持つ他の取組の整理。

・同様のスキームで生活困窮者を対象とした居場所づくりで障害者の就労移行支援を活用できないかと検討している。

【地域づくり事業の課題】

- ・包括的相談支援事業とあわせて既存の事業である。
- ・生活支援体制整備事業ではコーディネーターが地域の中に配置されている。
- ・全体的に必要なと思われる対象者に届きにくい。
- ・男性の参加者が少ない
- ・参加者や担い手の少なさから取り組みの継続が難しい。
- ・周知啓発活動の充実や社会資源の創出、マッチングが課題。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の課題】

- ・潜在的な対象者へのアプローチが必要である。

【他機関協働事業の課題】

- ・多機関協働事業の対象案件に関する基準の確立と共有。
- ・既存分野でこれまで行われていた連携・協働の取組との差別化が難しい。

長岩委員長

はい。ありがとうございました。

今ご説明いただいた範囲でご質問やご意見などありますか。

では、私から2点お聞きしたいと思います。

参加支援事業について、市内に障害福祉施策の就労移行支援の事業所は幾つかあるのでしょうか。

事務局

2つあります。

長岩委員長

ではもうひとつ。

包括的相談支援事業は具体的に動いているところだと思いますが、障害者基幹相談支援センターの課題に「総合相談の複雑化が見られ、基幹相談支援センターのみでの相談対応が困難なケースの増加」とあることについて、具体的にはどういうことでしょうか。福祉以外の相談内容であれば対応が困難なことは理解できますが、福祉関係の相談内容であればまさにここは専門のところでやらなければならないような気がします。

事務局

具体的などころまでは把握はできていませんが、世帯全体をみた時に、課題が複雑化しているというようなところではないかと思います。基幹相談支援センターも会議等を通じて他機関と連携を図っていると思いますが、センターだけでは解決が難しいというところを純粹に示しているのではないかと考えます。

長岩委員長

地域包括にも8050、9060と記載があります。8050だと、地域包括は80の方は得意領域だけれども50の方は普段の対応歴がない。逆に、障害相談

は 50 が障害者であれば得意だけれども、80 は普段関わっていないという
ような困難性は一見あるかもしれないけれど、それでも一緒にやるしか
ない話でもあります。また、障害関係の相談の場合には、福祉以外の就労や
教育、社会参加なども入ってくると、なかなか福祉の専門性だけでは対応
できないところはあるかと思います。

松本委員、いかがでしょうか。

松本委員

まだ全体的に把握できないのですが、イメージを伺いたいです。

例えば、基幹相談支援センターに相談があった時に、世帯としての相談
と捉えたと、世帯に親がいて子もいる場合、子どもであれば不登校の問題、
親なら貧困の問題というような意味での重層的な課題があるということな
のでしょうか。相談する側は課題をしっかりと理解して相談するわけではな
いと思うのですが、ふくし総合窓口に行けば、そこで全部が整理できて相
談先を案内してくれるということでしょうか。

事務局

基本的には、一番大きな困りごとの内容の窓口に来られると認識してい
ます。話を聞いていく中で、他の家族の課題や困りごとも出ることが多い
ため、一番困っていることから紐解いていくというような形になると考え
ています。もちろん、直接ふくし総合相談窓口に来ていただいても構いま
せんが、高齢者あんしん相談センターでも障害者基幹相談支援センターで
も、相談が入ればいったん受けとめ、所属の組織だけでは対応できない課
題も洗い出したうえで他機関へつなぐというイメージです。

松本委員

相談にまだ行ったことがないのですが、相談者は自分の困りごとも整理
できていないと思います。そういう時は、とりあえずふくし総合相談窓口
になるのでしょうか。

事務局

ふくし総合相談窓口で受けている件数が少ないことから、現状では高齢
者なら高齢者あんしん相談センターなど、知っている窓口につながっている
と認識しています。

松本委員

具体的にすぐ足を運ぶかどうかは別として、必然的に相談者は1か所では
なくいろいろなところに行くことになるということでしょうか。

事務局

たらいまわしにはせず、対応した窓口がいったん受け止め自分の分野で
対応できる課題は対応し、それ以外の分野であれば情報共有の同意を取っ
た上でつなぐことになります。

松本委員

実際に1つのテーブルで重層的支援を話し合う場はあるのでしょうか。

事務局	会議自体は、先ほども説明した支援会議、重層的支援会議を設置しています。また、それぞれの分野にも個別の会議体があるので、そのような会議体で情報を共有し支援体制を構築していきます。
長岩委員長	ありがとうございます。市はふくし総合相談窓口という窓口を用意してありますが、どこにつながってもいいということです。自分の分野ではない相談内容でもきちんと受けとめ、関係機関につなげるということがいろいろな窓口に求められているということです。 多文化共生も全体像の中にあり、本日の資料には具体的に表現がありませんでしたが、外国人も含めて支援しようという理解でよいと思います。
長岩委員長	高木委員、いかがでしょうか。
高木委員	はい。なかなか全体像を把握するのは難しい中で、よくこういう図を作られたと感心するぐらいのところですよ。やはり、犬山市で考えると包括的相談支援事業は既に実施しており、ふくし総合相談窓口もそれなりに機能しているということですが、参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業が課題ではないかと思います。 参加支援事業については、就労移行支援を活用したスキームの構築を検討するとあります。就労移行の事業所は3つになったと思いますが、それぞれ特色があるかと思います。また、就労移行というとクリニックのデイケアに通えるくらいの方が対象という感覚です。デイケアにしっかり通えてセルフケアができてはじめて就労移行につながるというような方が多いように感じますので、もう少し敷居を低くしてもよいのではないのでしょうか。例えば、犬山市でいえば「地域活動支援センターふれんど」があります。地活の機能を拡充するような形にして、3障害の垣根を低くした居場所づくりのようなことをやっていくのもいいのではないかと思います。 また、妊産婦の関係については、基幹相談支援センターや社協とも協力しながら当院も関わらせていただいています。それ以外の方については、アウトリーチという形になっているかという難しい問題だと思います。やはり、行政関係者はマンパワー的な問題があり、訪問という形には限界があると思います。例えば、愛知県もピアサポーター養成研修を実施しており、犬山市にも研修を修了した事者の方は結構いらっしゃるため、そのような方たちを活用したアウトリーチのサービスを検討してもよいのではないのでしょうか。
長岩委員長	ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。参加支援事業については、行政だけでやるのではなく地域の方たちの力を借りながら考えていきたいと思っています。地

域活動支援センターについては、地域づくり事業の既存事業に該当しますので、地域づくりとアウトリーチと参加支援は切り離せないことから、そこで一体的に運用ができるような形になるとよいと考えています。

その手段のひとつが就労移行と考えており、自分を見つめ直す機会も就労移行のプログラムにありますので、就労移行のスキームを活用できる人はそこを、それよりもう少し手前の方たちにはピアサポーターなどとの緩いつながりや居場所の提案などができるといいと思いました。貴重なご意見をありがとうございました。

長岩委員長

就労移行を急かすとうまくいかないケースもたくさんあるようですので、このあたりは少し慎重に動く必要があると思ったところです。高木委員の発言にあった「域活動支援センターふれんど」について、ここは3障害の方たちが活用できているところでしょうか。

事務局

「地域活動支援センターふれんど」については、障害のある方たちが趣味や交流の場づくりをしていただく機会を提供する活動を行っており、障害の区別なく対応している状況ではあります。

長岩委員長

法律で3障害一緒にしたものの、それぞれ個別性があり難しい面があるという話も聞きますので、うまく運用していただければと思います。

ほかの委員の皆さんは、いかがでしょうか。

紀藤委員、どうぞ。

紀藤委員

はい。松本委員の話を聞いていても、皆さん何かイメージすることが難しいのではないかと思います。例えば、こういうケースはどうされるのでしょうか。

ひきこもりか不登校で親子関係がとても悪く収入が少ないケースがあるとして、どのように対処されるのか聞かせていただくと、イメージがわくのではと思いましたので。いかがでしょうか。

事務局

どこの相談窓口に来るかにもよりますが、不登校とあるため年齢が若い子どもと想定します。障害を疑って障害者基幹相談支援センターに相談が入るとすれば、いったん基幹相談支援センターが相談を受けます。話を聞いていく中で、例えばそこに虐待の可能性がありそうだとすれば児童担当の方につながるでしょう。また、既にゆうゆうやわいわいといった不登校の子どもたちの居場所につながっているようであれば、青少年センターや学校教育課に話が入るかと思います。金銭面で生活に苦しいということであれば、くらし自立サポートセンターにもつながります。

他の機関につながる際、障害者基幹相談支援センターが個別に会議を開催することで支援者の役割分担ができるのもひとつの方法ですが、センタ

一で役割分担が難しいとなれば、ふくし総合相談窓口に入話が入り中立の立場で役割分担を行うことになります。

役割分担では、対象者に何かしらの障害を疑い医療的な治療や診断が必要そうであれば、基幹相談支援センターに受診の勧奨の役割が与えられます。他者との関わりが少なく、まずはゆるくつながるということになれば、青少年センターに関わりを持ってもらい、ゆっくり時間をかけながら、必要に応じて受診勧奨や居場所につなぐなど社会とつながるきっかけづくりの役割を担っていただくという流れかと思います。

紀藤委員

ふくし総合相談窓口はいろいろなつながり先の情報を持っていないといけないと思いますが、そのような人材は犬山市に多くいるのでしょうか。

事務局

人ありきではなく、誰がふくし総合相談窓口の担当となってもいい仕組みが必要と考えます。そのため、ふくし総合相談窓口が対応する事案の条件づけや、ふくし総合相談窓口へつなぐ際の様式なども考えています。また、他機関の機能を知るところでは、昨年度に関係機関向けの研修を実施したところです。確立させたフローの情報を関係機関が共有することで、誰がふくし総合相談窓口の担当になっても大丈夫だという仕組みづくりを進めているところです。

紀藤委員

スペシャリストがたくさんいれば重層的支援もかなり進むと思いますが、話を聞いていると、スペシャリストをいかに育てるかということがとても大事なことだと感じました。ありがとうございました。

長岩委員長

ありがとうございました。ふくし総合相談窓口にはスペシャリストは必ず必要だと思いますが、支援対象者を各窓口に行かせるのではなく支援機関がしっかり集まってくるイメージだと思います。

先ほど説明もありましたが、どちらかというと1人が1つの課題を持っているというよりも、家族や世帯全体で複数の困りごとがあるというようなケースが少なからずあるため、そういった世帯を対象にしていると思ってもらえばよいのではないのでしょうか。

来年度は、重層的支援に取り組んだ事例を少しご紹介いただけると、犬山市ではこういうふうに取り組んでいるということがご理解いただけていいのではないのでしょうか。

長岩委員長

では、資料1の説明について続きを求めます。

事務局

○成年後見制度利用促進基本計画について

・本市には、障害者支援課と高齢者支援課の2課で成年後見支援センターを設置しており、中核機関としての機能もあわせ持っている。

- ・現状の中核機関としての機能は、周知啓発機能と地域のネットワーク構築の機能である。
- ・市長申立とは、申立を行う親族が不在の場合に市長が申立人として家庭裁判所に申立を行うことができる制度である。
- ・市長申立件数は高齢者で0件、障害者で1件である。
- ・申立費用等の助成制度の周知も含めて制度の利用促進に取り組んでいる。
- ・担い手の養成と専門職の育成が課題である。
- ・市民が後見人として活動できる市民後見人という仕組みと、法人が法人後見として活動することができる仕組みがある。
- ・市民後見人の担い手養成については、国の基本計画では都道府県が推進すると記載があり、愛知県でも養成研修を実施している。
- ・市としては、県の養成研修を修了した担い手のフォローや活躍の場づくりが課題と考える。
- ・地域連携ネットワークの仕組みづくりに関しても、他機関連携が課題である。
- ・中核機関としての機能の充実に関しては、2課がそれぞれの分野で実施している中でどう充実させていくかが課題である。

○再犯防止推進計画について

- ・防災交通課の防犯の取組と福祉課の取組を記載している。
- ・罪を犯した人の人権に関する啓発や地域社会への復帰とあわせて、保護司の取組を支援するということを柱としている。
- ・司法を含めた関係者間の連携が課題である。
- ・罪を犯した人の人権に関しては、意識啓発や周知が必要だと考える。
- ・保護司の取り組みで「社会を明るくする運動」というあいさつ運動や、作文募集もしているが、これらの活動も周知が課題である。
- ・成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画については、福祉課以外の他課の主導で実施していることもあるため、次期計画の策定については、成年後見制度利用促進基本計画であれば障害者支援課と高齢者支援課が、再犯防止推進計画については、防災交通課の主体的な関わりが必要だと認識している。

長岩委員長

加藤委員、いかがでしょうか。

加藤委員

私たちにとって本当はとても身近な問題でなければならないのですが、結局よくわかっていないというのが実際のところですよ。8050問題の話が出た時、会員のほとんどがその状態になっていました。障害の子どもが50代、60代になっている方もたくさんいらっしゃいますが、施設の方を頼って後見人を探すことが多いです。ぎりぎりまで自分達で探すことをせず、子どもが通っている施設の職員に聞いて教えていただくことが多いのですが、

法人後見というのはそういうことなののでしょうか。そのあたりもよく分からないです。

長岩委員長

法人後見というのは、例えば個人の弁護士とかでなく団体が組織として後見人になるということです。

加藤委員

私たちにとっては本当に身につまされる内容です。実際にやらなければいけないことだと思っているので、勉強させてください。

長岩委員長

成年後見制度は、現状では一度後見人が選任されるとその方がずっとという仕組みですが、最近見直しが入り制度が非常に動いているので、今後どうなるかわかならない状況です。かつては親族後見が一般的でしたが、その後第三者の流れになり、今はまた本当に第三者でよいのかという議論になっています。本人の意思を一番わかっているのは誰かということです。では、栗原委員、いかがでしょうか。

栗原委員

はい。施設でも、親族がいない方などは金銭管理や身元保証などをしてくれる団体と契約して管理してもらうという形をとっています。ですので、成年後見制度だけでなくいろいろな形があるということを周知していくことが非常に大事なのではないかと思います。

あとは、言葉は聞くが具体的にはよくわからないということもたくさんありますので、そのあたりの周知を徹底することが必要ではないかと感じました。

長岩委員長

ありがとうございます。再犯防止などは福祉課で所管できにくいところで、自己評価としては低い現状ですが仕方ないことかと思います。全体を通して、谷委員、いかがでしょうか。

谷委員

はい。全体的に知識不足だと感じましたが、法人後見について、自分自身も会社を経営していますが、登録したらできるものなののでしょうか。

後見人になることによる、メリットデメリットではありませんが「こうなる」ということがわかりやすいと、後見人になってみようかという思いにもなるのではないのでしょうか。

あとは、どれだけ地域の中で力になれるかというところが自分もあまりわかっていません。後見人になることで自分が疲弊してしまうのも何か違うと思いますし、後見人になることの良し悪しが、紀藤委員の話の中の事例ではありませんが明確になっていると、詳しくない人にも分かりやすいのではないかと感じました。

長岩委員長

ありがとうございます。弁護士や司法書士などは別として、親族以外が

後見人になることはなかなかハードルが高いと思います。後見人が不足していることから、一般の方が研修を受けて後見人の担い手になってもらう市民後見人の仕組みができましたが、最終的には家庭裁判所がその人を選任しなければやりたくてもやれないということなので、少しハードルが高いのではと思うところです。

先ほどご紹介があった愛知県の養成講座について、犬山市では何人か受講者はいたのでしょうか。

事務局

詳細は分かりかねますが、県の講座もそうですが市でも司法書士会が講座を実施して、何人か受講者がいたというところは聞いています。

【議事修了】

長岩委員長

ありがとうございます。

では、本日の議事は終了したため、事務局にお返しします。

事務局

議長、議事の進行ありがとうございます。

それでは、ここからは事務局より3点お伝えをさせていただきます。

まず1点目でございます。本委員会の委員についてです。

本委員会は令和4年度に17名でスタートいたしました。

皆様の任期が4月17日までとなっておりますので、今後、事務局で次期委員の選任に向けた事務を進めていくところです。

地域福祉推進計画を初めて策定するということで、1期目については多くの皆様方をお願いをさせていただきましたが、次期については少し委員数を減らしていく方向で考えております。

この委員メンバーでご協議いただくというのは本日が最後となります。初回の委員会から本日まで8回にわたりご協議をいただきましたこと、誠にありがとうございます。皆様と一緒に策定した第一次犬山市地域福祉計画の基本理念「つながり 支えあい 地域で高めよう “わ” 力」のもと、引き続き地域でいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

2点目でございます。地域福祉の講演会についてのお知らせです。

2月15日土曜日の午後2時から4時に、「被災地支援から考えるつながりと題し、講師を社会福祉法人半田市社会福祉協議会事務局次長の前山憲一様をお願いをしております。前山様については、現在犬山市社会福祉協議会のアドバイザーということで、10月以降月1回サポートしていただいているということがありますので、ぜひ委員の皆様もご都合がございましたら参加いただきますようお願いをいたします。

最後3点目でございます。高木健康福祉部長が本年度で役職定年となり

高木健康福祉
部長

ます。ので、皆様に一言ごあいさつをお願いいたします。

皆さん3年間ありがとうございました。来年度から少し委員の構成を見直しするということですが、中には次期もお願いさせていただく方もみえると思っております。

重層的支援は、やっていること自体は全く目新しくないことで、よくよく考えてみると以前から福祉ではやっていることです。相談を受けた担当者がいろいろな機関などを探し、その家庭に必要な支援策を考えるために、その家庭と話をしながら様々やっていくというのは、普通にやっていたことです。ただ、やってはいたものの担当者の個人のスキルやセンスに頼りっぱなしになっていた。たまたま相談に行った担当者がそういうことに長けている人だととてもスムーズにいろんな機関が繋がり、そうでないと、「うちではない」となる。行政の悪いくせで、自分ところの担当でない理由を探してしまう。例えば、高齢の方で金銭的な話になると金銭はうちではないとなり、生活困窮のところに行くと、高齢者は対象ではないとなる。そういったことを、組織としてしないようにしていくという取り組みが重層的支援体制整備だと思っておりますので、目新しい取り組みではなく、昔と何が違うのかと思うところもありますが、組織としてしっかり進めていこうということになったと理解しています。

何が将来的にもっと変わっていくかということ、おそらく数年先にはAIが入ってくるのではないかと考えています。行政にはビッグデータ、住民情報が全てあります。そのデータの中に何が入っていないかということ、個別の相談記録です。相談の内容までデータベースに含むようになると、AIが個々の家庭合わせた支援策を診断するようになってくるのではないかとと思う。当然、思考の特性など判断できないところも入ってくるとは思うが、大枠での方向性は出せて進歩していくではと思います。AIの進歩は凄まじく、そう遠い未来じゃないと思っておりますので、行政もDXという形で進めていますので、数年後には、そういう話ができるのではないかと感じております。

いずれにしましても、本当に3年ありがとうございました。皆様、今後福祉に関わっていかれると思いますので、ぜひ重層的支援ということで、積極的に相談に乗っていただき、行政などと組んでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上